



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	建設局公園部管理課	1
告示	土壤汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	2
告示	土壤汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	3
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(神和台自治会)	地域協働局地域活性課	4
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	5
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	6
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	7
告示	神戸市旅館業法の施行等に関する条例第7条第1項第6号に基づく告示	健康局環境衛生課	8
告示	神戸市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例第2条第1項第3号に基づく告示	健康局環境衛生課	10
告示	神戸市立児童センター条例の規定に基づく使用料の徴収業務	こども家庭局こども青少年課	11
告示	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく設置許可申請の概要及び事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧	環境局環境保全課	12
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	15

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 8 年10月13日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第16号

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例（令和 8 年 3 月条例第60号）附則ただし書に規定する改正規定のうち、次に掲げる規定の施行期日は、令和 8 年10月13日とする。

（1）第 8 条第 2 項に係る部分

（2）別表第 1 第 1 号中陸上補助競技場及び相撲場に係る部分

（3）別表第 2 第 6 号中陸上補助競技場の項に係る部分及び相撲場の項に係る部分

神戸市告示第371号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和8年10月8日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定する区域

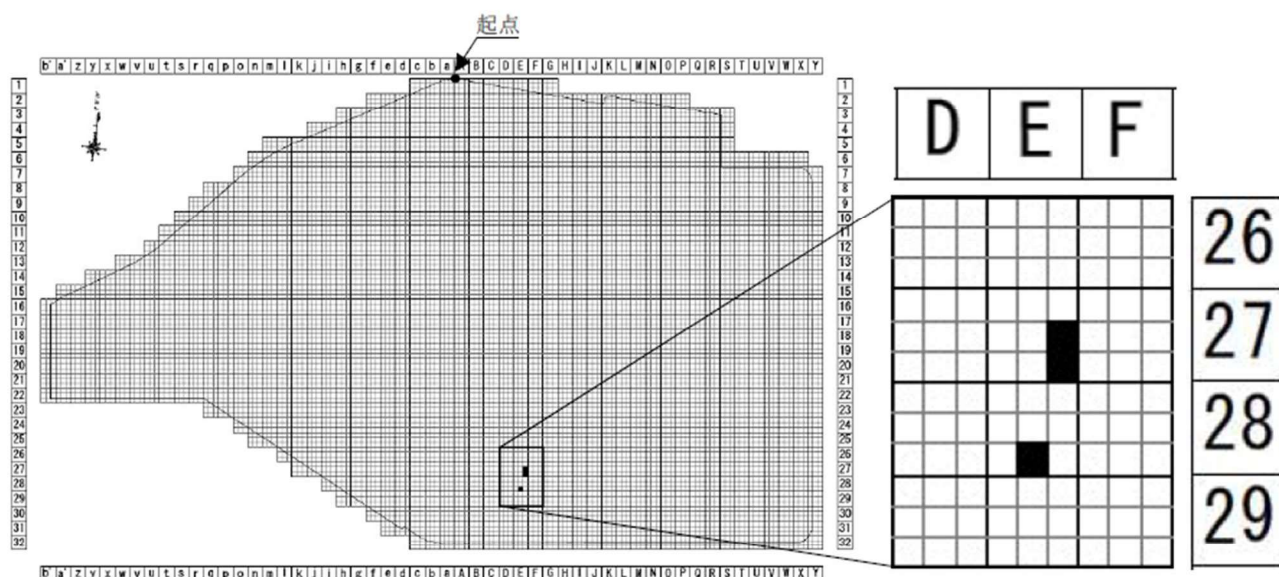
灘区灘浜東町10番6の各一部

（別図のとおり）

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

別図



<凡例>

- : 起点
- : 敷地境界線
- : 形質変更時要届出区域

<起点>

起点は、神戸市灘区灘浜東町2番の最北端とする。

<格子の回転角度>

81° 58' 31"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

神戸市告示第372号

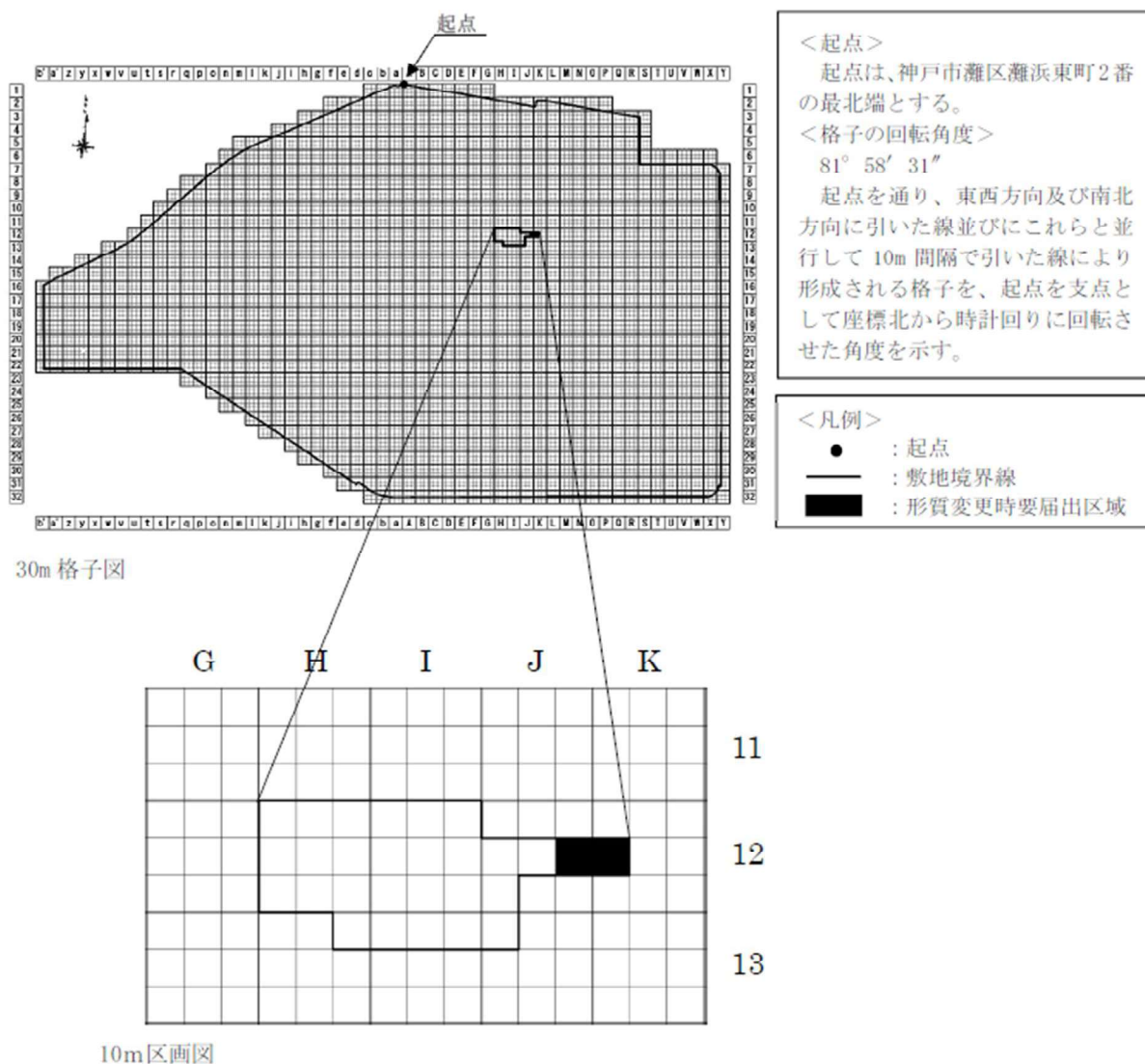
土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和8年10月13日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
灘区灘浜東町10番1の一部
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物

別図



神戸市告示第378号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、神和台自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年10月20日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	神和台自治会
主たる事務所	神戸市西区学園東町7丁目128番地
代表者の氏名	長谷川 つや子
代表者の住所	非表示

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 神和台自治会

令和7年4月27日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	秋山 愛子	林 正展
代表者の住所	非表示	非表示

令和8年4月29日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	林 正展	長谷川 つや子
代表者の住所	非表示	非表示

神戸市告示第379号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年10月20日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
ひょうご内科	神戸市灘区八幡町1丁目8-15	令和8年9月1日
岸内科医院	神戸市須磨区北落合5丁目22-11	令和8年10月1日
ダイエー名谷店薬局	神戸市須磨区中落合2丁目2-2	令和8年9月1日
おおたクリニック	神戸市須磨区月見山町2丁目3-2	令和8年10月1日
御影たかはし小児科アレルギー科クリニック	神戸市東灘区御影中町1丁目7-20	令和8年10月1日
甲南本山耳鼻咽喉科ゆあさクリニック	神戸市東灘区本山中町一丁目11番8号	令和8年10月1日
ファン薬局 垂水店	神戸市垂水区日向2丁目1-1	令和8年9月1日

神戸市告示第380号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年10月20日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
八田皮フ科・内科	神戸市須磨区平田町3丁目4-3	令和8年8月31日
はぶクリニック	神戸市灘区宮山町3丁目3-1 六甲駅前ビル1F	令和8年8月31日
小山歯科医院	神戸市灘区千旦通3丁目8-11	令和8年8月20日
薬局ジャパンファーマシー青谷店	神戸市中央区野崎通3丁目3-30 リブレ青谷1F	令和8年8月31日

神戸市告示第381号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定より、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

令和8年10月20日

神戸市長 久 元 喜 造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	休止年月日	サービス種類
クリオケアプランニング西神	(新)神戸市西区 樫谷町友清 22-1-106号 いぶきの杜クリニックモール内 (旧)神戸市西区 玉津町出合字古瀬 223番地1 ヴェルドミール 101号	株式会社ピュア・クリオ	神戸市垂水区 南多聞台5丁目4番7号	令和7年 7月23日	居宅介護支援（ケアプラン作成）

神戸市告示382号

神戸市旅館業法の施行等に関する条例（平成16年3月条例第66号）第7条第1項第6号の規定により、次のとおり施設を告示する。これに伴い、神戸市告示第27号（平成25年4月1日）は廃止する。

令和8年10月20日

神戸市長 久 元 喜 造

施設名	施設所在地	設置者
カネディアン・アカデミイ	東灘区向洋町中4丁目1	学校法人カネディアン・アカデミイ
神戸市立東灘区文化センター	東灘区住吉東町5丁目1番16号	神戸市
神戸ドイツ学院インターナショナル	東灘区向洋町中3丁目2番8号	学校法人神戸ドイツ学院
神戸市立御影公会堂	東灘区御影石町4丁目4番1号	神戸市
ユースプラザ KOBE・EAST	東灘区御影中町3丁目2番1号	神戸市
神戸市立灘区民ホール	灘区岸地通1丁目1番1号	神戸市
神戸市立灘区文化センター	灘区深田町4丁目1番39-401号	神戸市
神戸市立六甲山牧場	灘区六甲山町中一里山1番地	神戸市
神戸市立自然の家	灘区六甲山町中一里山1番地の1	神戸市
ユースステーション灘	灘区深田町4丁目1番39号	神戸市
神戸文学館	灘区王子町3丁目1番2号	神戸市
神戸市生涯学習支援センター	中央区吾妻通4丁目1番6号	神戸市
神戸文化ホール大・中ホール	中央区楠町4丁目2番2号	神戸市
神戸市立青少年育成センター	中央区楠町4丁目2番3号	神戸市
神戸市青少年会館	中央区東川崎町1丁目3番3号	神戸市
聖ミカエル国際学校	中央区中山手通3丁目17番2号	学校法人聖ミカエル国際学校
神戸中華同文学校	中央区中山手通6丁目9番1号	学校法人神戸中華同文学校
神戸市立青少年科学館	中央区港島中町7丁目7番6号	神戸市
神戸朝鮮初中級学校	中央区脇浜町1丁目6番1号	学校法人兵庫朝鮮学園
神戸市立中央区文化センター	中央区東町115番地	神戸市
デザイン・クリエイティブセンター神戸	中央区小野浜町1番4号	神戸市
フィッシュダンス音楽練習場	中央区波止場町2丁目8番	神戸市
神戸市こども家庭センター	兵庫区上庄通1丁目1番27号	神戸市
新開地アートひろば	兵庫区新開地5丁目3番14号	神戸市
神戸市立兵庫区文化センター	兵庫区羽坂通4丁目1番1号	神戸市

ユースステーション兵庫	兵庫区荒田町2丁目18番20号	神戸市
神戸市立北区文化センター	北区鈴蘭台西町1丁目26番1号	神戸市
神戸市立北神区文化センター	北区藤原台中町1丁目3番1号	神戸市
ユースステーション北	北区鈴蘭台西町1丁目22番1号	神戸市
ユースステーション北神	北区藤原台中町1丁目3番1号	神戸市
神戸市立洞川教育キャンプ場	北区山田町下谷上字中一里山4番地1	神戸市
丸山コミュニティ・センター	長田区西丸山町1丁目7番5号	神戸市
西神戸朝鮮初級学校	長田区浜添通1丁目2番6号	学校法人兵庫朝鮮学園
神戸市立長田区文化センター	長田区若松町5丁目5番1号	神戸市
神戸市立長田区文化センター別館	長田区若松町4丁目2番15号	神戸市
ユースステーション長田	長田区若松町5丁目5番1号	神戸市
マリスト・ブラザーズ・インターナショナル・スクール	須磨区千守町1丁目2番1号	学校法人マリスト国際学校
神戸市立須磨区文化センター	須磨区中島町1丁目2番3号	神戸市
ユースプラザ KOBE・WEST	須磨区中落合2丁目2番7号	神戸市
神戸市立北須磨文化センター	須磨区中落合3丁目1番2号	神戸市
神戸朝鮮高級学校	垂水区上高丸1丁目5番1号	学校法人兵庫朝鮮学園
神戸市立垂水区文化センター	垂水区日向1丁目5番1号	神戸市
ユースステーション垂水	垂水区日向1丁目5番1号	神戸市
神戸市立西区文化センター	西区糺台5丁目6番1号	神戸市
神戸市埋蔵文化財センター	西区糺台6丁目1 西神中央公園内	神戸市
神戸市立神出自然教育園	西区神出町田井字山之口	神戸市
ユースステーション西	西区糺台5丁目6番1号	神戸市
西神中央ホール	西区美賀多台1丁目1番1号	神戸市

神戸市告示383号

神戸市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例（平成30年3月条例第18号）第2条第1項第3号の規定により、次のとおり施設を告示する。これに伴い、神戸市告示第648号（平成30年3月12日）は廃止する。

令和8年10月20日

神戸市長 久 元 喜 造

施設名	施設所在地	設置者
神戸ドイツ学院インターナショナル	東灘区向洋町中3丁目2番8号	学校法人神戸ドイツ学院
カネディアン・アカデミー	東灘区向洋町中4丁目1	学校法人カネディアン・アカデミー
聖ミカエル国際学校	中央区中山手通3丁目17番2号	学校法人聖ミカエル国際学校
神戸中華同文学校	中央区中山手通6丁目9番1号	学校法人神戸中華同文学校
神戸朝鮮初中級学校	中央区脇浜町1丁目6番1号	学校法人兵庫朝鮮学園
西神戸朝鮮初級学校	長田区浜添通1丁目2番6号	学校法人兵庫朝鮮学園
マリスト・ブラザーズ・インターナショナル・スクール	須磨区千守町1丁目2番1号	学校法人マリスト国際学校
神戸朝鮮高級学校	垂水区上高丸1丁目5番1号	学校法人兵庫朝鮮学園

神戸市告示第384号

神戸市立児童センター条例の規定に基づく使用料の徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年10月20日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 業務名
神戸市立児童センター条例の規定に基づく使用料の徴収業務
- 2 指定公金事務取扱者
神戸市中央区磯上通3丁目1番32号
こべっこランド共同事業体
代表者 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会
理事長 小原 一徳
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和8年4月1日
- 4 委託する期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
使用料

神戸市告示第385号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可申請があったので、同条第 4 項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この変更が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 10 月 20 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号

森永乳業株式会社 代表取締役社長 大貫 陽一

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

神戸市灘区摩耶埠頭 1 番の一部、3 番の一部、5 番 3

森永乳業株式会社 神戸工場

(3) 特定施設に関する事項

ア 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1

第 2 号（ロ） 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設

第 10 号（ロ） 飲料製造業の用に供する洗浄施設

イ 特定施設の概要

①ローカル CIP 方式洗浄機

種 類		第 2 号（ロ） 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設 第 10 号（ロ） 飲料製造業の用に供する洗浄施設	
能 力		0.45 m ³ ×15 基 2000L/h×1 基 8000L/h×1 基	
基 数		17 基	
工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		着手後数日	
使用開始予定年月日		完成後	
使用時間間隔		6：00～20：00	
1 日当たりの使用時間		3 時間	
季節的変動の概要		変動なし	
汚水の汚染状態	項 目	通 常	最 大
	pH	5～9	5～9
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	800	800
	化学的酸素要求量 (mg/L)	320	320
	浮遊物質質量(mg/L)	160	160

汚水の汚染状態	窒素含有量(mg/L)	40	40
	りん含有量(mg/L)	8	8
	ノルマルヘキサン抽出物(mg/L)	120	120
汚水量(m ³ /日)		3,696	5,280

②パレット洗浄機

種 類		第2号(ロ) 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設 第10号(ロ) 飲料製造業の用に供する洗浄施設	
能 力		60 枚/h	
基 数		1 基	
工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		着手後数日	
使用開始予定年月日		完成後	
使用時間間隔		6 : 00～20 : 00	
1 日当たりの使用時間		10 時間	
季節的変動の概要		変動なし	
汚水の汚染状態	項 目	通 常	最 大
	pH	5 ～ 9	5 ～ 9
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	1.0	1.4
	化学的酸素要求量 (mg/L)	4.8	5.2
	浮遊物質質量(mg/L)	6.4	14.3
	窒素含有量(mg/L)	1.30	1.53
	りん含有量(mg/L)	0.09	0.116
汚水量(m ³ /日)		12	29

(4) 汚水等の処理に関する事項

排水処理施設における処理能力の増加

(5) 排出水の汚染状況及び量

事業場全体からの排水量の増加（総合排水口からの排水量の増加による）

区 分		総合排水口	
排出水の汚染状態	項目	通常	最大
	pH	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	10	20
	化学的酸素要求量 (mg/L)	10	20
	浮遊物質質量(mg/L)	20	30
	窒素含有量(mg/L)	10	30
	りん含有量(mg/L)	0.5	5
	ノルマルヘキサン抽出物(mg/L)	0.5	5
排出水の量 (m ³ /日)		6,215	8,750

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和8年10月20日から令和8年11月10日
- (2) 場所 神戸市環境局環境保全課

神戸市告示第386号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条、第12条第2項、第23条の2及び第23条の3の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年10月20日

神戸市長 久 元 喜 造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

2. 保管期間

この公示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この公示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この公示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和8年10月20日 神戸市公報第3985号

別表

自転車等の保管 及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は 放置されていた場所	撤去し、及び保管した 自転車等の台数	撤去し、及び 保管した年月日	問い合わせ先				
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	摂津本山駅周辺	自転車 6 台	令和8年9月3日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所				
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台						
	岡本駅周辺	自転車 1 台						
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台						
	阪急御影駅周辺	自転車 1 台						
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台						
	深江駅周辺	自転車 6 台						
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台						
	青木駅周辺	自転車 1 台						
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台						
	魚崎駅周辺	自転車 1 台						
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台						
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	阪神御影駅周辺	自転車 7 台	令和8年9月4日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所				
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台						
	王子公園駅周辺	自転車 1 台						
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台						
	新在家駅周辺	自転車 1 台						
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台	令和8年9月9日		東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所			
	六甲道駅周辺	自転車 10 台						
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台						
	魚崎駅周辺	自転車 12 台						
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台						
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	摂津本山駅周辺	自転車 1 台	令和8年9月10日			東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台						
	岡本駅周辺	自転車 1 台						
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台						
	六甲駅周辺	自転車 3 台						
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台	令和8年9月15日				東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所	
	六甲道駅周辺	自転車 15 台						
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台						
	J R 住吉駅周辺	自転車 5 台						
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台						
	摂津本山駅周辺	自転車 0 台						
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台						
	岡本駅周辺	自転車 1 台						
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台	令和8年9月15日					東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所
	深江駅周辺	自転車 2 台						
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台						
	魚崎駅周辺	自転車 1 台						
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台						
	阪神御影駅周辺	自転車 4 台						
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 2 台						
	魚崎駅周辺	自転車 1 台						
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台							

別表

稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車	1 台	令和8年9月16日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0 台	
	灘駅周辺	自転車	2 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	王子公園駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	新在家駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車	18 台	令和8年9月25日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	2 台	
	東灘区管内	自転車	21 台	
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0 台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	魚崎駅周辺	自転車	19 台	令和8年9月28日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1 台	
	灘区管内	自転車	20 台	
	自転車等長期放置	原動機付自転車	1 台	
	灘駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	王子公園駅周辺	自転車	3 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	六甲駅周辺	自転車	4 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	